

## ↳ 相続した自己株式の譲渡

**Q** : 父親の相続により、父親が経営していた会社の株式を取得しました。この株式を会社に売の場合は、どのような課税関係が生じますか？

**A** : 原則は譲渡所得がかかりますが、場合によっては配当所得がかかる場合もあります。

### 【解説】

個人が自己株式を発行会社に譲渡する場合には、原則として、その対価の額は、株式の譲渡所得の収入金額となり、税率20% (国税15%、地方税5%)の申告分離課税となります。

ただし、その対価の額のうち資本等の金額を超える部分の金額は、次の3つの場合を除き、配当等の金額とみなされ、配当所得の収入金額として、総合課税の対象となります。

- ① 自己株式を市場等で売却する場合
- ② 自己株式を公開買付により売却する場合
- ③ 相続財産である自己株式をその発行会社に売却する場合で、次の要件を満たす場合
  - イ. 相続又は遺贈により財産を取得した個人で納付すべき相続税額がある者
  - ロ. 発行会社が非上場会社であること
  - ハ. 相続開始の日の翌日からその相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に行なわれたものであること

なお、上記ハの期間中に納付すべき相続税額がある相続人が、自己株を会社に譲渡した場合には、一定の算式で計算した金額が取得費に加算できる譲渡所得の特例があります。

